

建設環境委員会

令和4年9月22日（木）

午前9時57分～午前11時08分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 田中上下水道局長
- ・建設部 姉川建設部長
- ・環境部 森環境部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

それでは、ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、上下水道局に関する議案の審査に入ります。第74号から第76号議案までを審査しますので、執行部からまとめて議案の説明を求めます。

◎第74号議案 令和3年度佐賀市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

◎第75号議案 令和3年度佐賀市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

◎第76号議案 令和3年度佐賀市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

○永渕委員長

先ほどの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第67号議案について執行部から説明を求めます。

◎第67号議案 令和4年度佐賀市水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第68号議案について執行部から説明を求めます。

◎第68号議案 令和4年度佐賀市下水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第12号報告について執行部から説明を求めます。

◎第12号報告 令和3年度佐賀市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようでございますので、上下水道局の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

第70号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第70号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

従来の認定対象の長期優良住宅ですから、新築とか増改築は分かるんですが、今回の建築行為なしでどうこう書いてあります。具体的に例えばということで御説明いただけますか。

○柿原建築指導課長

例えばといいますと、建築行為がないということは、既存の中古住宅のことを一般的に指します。中古住宅の場合でも長期認定のパワーがあるというか、認定ができる状況にあ

るものは、申請された場合に認定しますよということになります。

○山口委員

そしたら、例えば中古住宅というのは、中古住宅を購入した場合なのか、もともと住んでいるものが現在もう中古住宅になっているのかということがまず1点。

それともう一つは、申請といっても、そこに住まいの家主がどうこう見ても分からないと思うので、例えば、専門の設計事務所とか建築事務所とかに相談しながら、そういうものを進めていかなければいけないのか、申請に関してはですね。その辺りいかがですかね。

○柿原建築指導課長

この認定をする場合、維持保全計画の提出が必要になっておりますので、資格者の方がこれを作って、私どものほうに認定書と一緒に出すという形になります。

最初の質問なんですけれど、購入した場合でも可能です。購入した場合は、住んでいる方でも認定を行うことは可能です。

○山口委員

私、これは非常に興味があるので申し訳ないんですが、そしたら、家主、住んでいる人というのはもちろん住んでいるだけで、その辺りの申請とかももちろん素人なんですよね。そしたら、そこは頼むとなれば、さっき言ったような土地家屋調査士になるのか、それとも、建築主や施工された業者なのか分かりませんが、その辺りに依頼して申請を出して、この認可をもらうという形になろうと思うんですが、例えば家主がそういう申請をする、そこに頼んだりすると、その分のお金の移動というものも当然発生するわけですよね。その辺りの流れを御説明いただけますか。

○建築指導課職員

流れについて説明いたします。

先ほども言われたとおり、一般的にはハウスメーカーの建物が、大手のハウスメーカーに関しては、長期優良住宅仕様が標準仕様になっているハウスメーカーがあります。こういうところに関しては標準的に長期優良仕様で造ってありますけど、長期優良の認定申請を新築時に出されていない建物が少数あるということです。こういうものに関して認定していこうということになります。

一般的には建てられたハウスメーカーに相談されるということになるかと思いますが、新築時に申請されなかったということで、ほとんどの方は途中で申請ということはまずないんじゃないかなと私たちは思っております。どちらでも申請は可能となっておりますけど、一般的には中古住宅を買って申請するという方が一般的になるかというのが1つと、流れといたしましては、そういうふうにならば新築時に建てたハウスメーカーに、まずは長期優良仕様で建っているかどうかの確認をして、そこで認定申請をお願いして、どっちにしろ、調査とか図面等が必要になりますので、その分の作成の手数料はそのハウスメーカーに払うと、認定申請手数料を佐賀市のほうに払って認定を行うというような流れになるかと

思います。以上です。

○山口委員

今ので大体分かりました。最終的に、お金をかけて申請して認定をもらったことによって、家主そのものに対するメリットというのはどういったことがあるんですか。

○柿原建築指導課長

一応、既存住宅の増改築なしにつきましては所得税の住宅ローン減税があると。控除期間が10年で、控除率が0.7%とされています。それと、固定資産税の免除があるみたいです。中古住宅で建築行為なしについては、そういうふうになっております。それと、融資についてフラット35の維持保全型とか、そういうのがありまして、そういうのを借りられるようになっております。

○永淵委員長

ほかに御質疑ございますか。

○西岡義広委員

そしたら、広報とか市民にお知らせするのはどういう形になっていくんですかね。市報とか、いろんな形があると思うんですが、いかがでしょうか。

○柿原建築指導課長

これは国の法律で定められておりますので、1年前には国のホームページのほうでアップされております。私どものほうでも、ホームページでアップしております。それと、パンフレット等は当然用意しております。

○永淵委員長

ほかにこの件に関して御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、続きまして、第71号議案について執行部から説明を求めます。

◎第71号議案 佐賀市営住宅条例及び佐賀市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
説明

○永淵委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないということですので、続きまして、第77号議案について執行部から説明を求めます。

◎第77号議案 市道路線の認定について 説明

○永淵委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙

手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、続きまして、第63号議案について執行部から説明求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第5号) 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、建設部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

第72号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第72号議案 佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○川原田委員

この72号議案の件なんですけれども、昨日の議案質疑の中でも説明されて、分らないではないんです。今も説明があったように、業者のことをやはり考えなければならないということなんですけれども、今の現状を見た場合に、この影響を受けるのは、市民の中でも非常に立場の弱い方たちが影響を受けるということは間違いないわけですね。私たちの地域を見ましても、下水道が通ったときに、やはり、すぐそれに対応できるのは現職で働いている、そういう方たちなんですけれども、いまだかつてこのくみ取りというのは、独居老人とか高齢者の2人暮らしとか、私たちが自治会で回ったところ、そういうところなんです。下水が来たから何とかできんですかと自治会で話をしたんですけれども、こんな言い方したら失礼ですけど、私たちはあと何年もつか分らんと、今のままでいいんじゃないかというお声を聞いたときに、いや、せっかく来たんだからつないてくださいともなかなか言えない、そういうのが現実あったわけですね。

そういう中で、金額としては増額が七千幾らということで、現職で働いている方たちにはこんなもんかというところはあろうかと思えますけれども、本当におひとり暮らしとか、そういうところに負担がかかってくる。どうも私たちは市民の立場、そして地元、いろんなお世話している立場で、簡単にはうんと言えないというふうなところがあるわけですから、もしこれが実施されれば、またそういう方たちが自治会長とか我々に御相談に来られ

ると、それは仕方なかやんねというふうな形でなかなか言いづらいところがあります。

昨日、議案質疑の説明である程度理解はいくところであるんですけども、その辺を何とかこう、何年かかけてやられたということで相当議論されたと思います。この業者のことは——業者のことばかりしたらおかしいですけども、確かにこういうお仕事をされている業者が、なかなか給料は上がらないとか、そういうところも分からんじゃないですけど、何か方法はないのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○原口衛生センター所長

今、川原田委員からの御指摘のとおり、そういう弱者というか高齢者、それから、単身の世帯であったりということで、御負担が増になるというのは私たちも十分承知しているところでございます。

今の料金につきましては私法上の部分ということで、まず大前提に私ども、一般廃棄物の処理を適正に行うというのが責務にございまして、実際、背景的に昭和40年ぐらいから、こちらのくみ取りについては業者のほうにお願いしているところでございます。先ほどお願いしている責務に基づいていくと、どうしてもその経営安定というところが出ておまして、昨日の議案質疑でも部長のほうから説明があったとおり、10年間料金等は改定していないと。一方で、業者のほうも、10業者から8業者にということで入っている中で、まず責務として適正に処理するという部分でいきますと、今の業者の価格等については担保する部分があるかというふうに思っておりますので、こちらのほうで、そういうお声については、今後、調査、研究というような形で、ほかの部分も見合わせながらさせていただきたいと。今のうちのほうでの補助等の部分につきましては、災害の減免というのはございますが、他都市の部分とかを調査、研究して、ほかのところの事例を踏まえて、今後、その辺りができればというふうに考えているところでございます。

○川原田委員

そうですね。説明を受ければ、本当に理解がいかないわけじゃないんですけど、例えばその方法として、おひとり暮らしのところとか、例えば、年齢が相当いった高齢者世帯とか、そういうところに少し何かこう情のあるようなことができないのかな。情の部分で言ったら切りがないと思うので、ほかにもいろいろあると思うんですけども、実際、我々がつい最近というか、もう10年近くなりますけど、やっと下水が来て、つないでください、つないでくださいと、ずっと自治会長と一緒に回って回ったんですけども、やっぱりそれができる状況ではないというふうなところに対しても非常にきついなという部分があるんですけど。

もう一つは、業者が8業者ですけども、それはどういうふうな、要するに佐賀市内のし尿くみ取り業者の、全部なんですか。その辺も詳しく教えていただければと思います。

○原口衛生センター所長

まず1点目の料金等の御負担の部分、いろいろ、先ほど来お話がっております高齢者

等含めてというところなんです、この手数料等については、佐賀市の手数料の中でもちょっと特異的なものがございます。というのが、ほかの公的な部分を含めたところでの料金設定、手数料の分の設定ということではなくて、あくまでも私法ということになりますので、ここを厳密なお話でいくと、上限額をうちのほうが定めさせていただいた中で、私法上の計画の中に公金を投入するというのはなかなか難しい部分があるというふうに考えております。その代わり、他都市でそういう仕組みの中でもどういう助成をされていると、そのところについては、幾らか調査、研究等ということで進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の部分で、8業者の内訳というところでございますと、簡単に言いますと、旧町村単位でエリアがございます。富士と三瀬、この分については有限会社天山環境開発工業というところが1業者、大和地区についてはヤマトカンキョウ株式会社というような形でございます。あと、久保田のほうも有限会社天山環境開発工業です。失礼しました。それから、川副と東与賀については株式会社南部環境衛生センター。あと、諸富につきましては、有限会社蓮池衛研工業というところが収集していただいているところで、従来どおり、合併前の業者を踏襲させていただいているところでございます。旧市については、株式会社昭和メンテナンス、それから、株式会社佐賀衛生社、神代環境、有限会社朝日産業ということで、合計の8業者になっているところでございます。以上です。

○川原田委員

その業者によって、エリア分けとかなんとかもきちっとあるんですか。

○原口衛生センター所長

この分につきましては、合併のときのエリア分けを踏襲させていただいているところでございます。先ほどの、それぞれ業者のお話をさせていただいた部分については、合併以降同じエリアでくみ取りをお願いしているところでございます。以上です。

○永渕委員長

それでは、ほかに御質疑ございますか。

○山口委員

同じ件で私のほうから質問させていただきたいんですが、まず1点目に、変更額、変更後の283円という金額で、あくまでこれは上限なんだというお話をされましたけれども、これはエリアによったり業者によったりして、金額が若干それよりも下で回収されているとか、そういう金額のばらつきというのはあるんでしょうか。

○原口衛生センター所長

この設定につきましては、業者と十数回お話をした中で、結論から申し上げますと、ばらつきはございません。この金額でお願いしているところでございます。

補足でお話をさせていただきますと、許可の部分とこの条例に定めるに当たって、委託という地区を設けさせていただいております。この分につきましては、うちが直接徴収す

るという形になりますので、それは蓮池地区でございますが、一部この料金については事務手数料の分を差し引いたところで、うちのほうが徴収させていただいております。――失礼しました。今の分は委託料でうちのほうが払っておりますので、料金設定の分については同じでございます。失礼いたしました。

○山口委員

議案質疑を聞いておりましたら、平成21年と比較して、回収量自体がもともと5万キロリットルぐらいあったのが6割減ってしまったというような答弁があったと思います。にもかかわらず、業者の数というのは10社から8社。はっきり言うと、需要と供給のバランスが崩れているわけですね。だから、そこで少しでも値上げしないと業者としてはなりいかないというのは分からんでもないんですが、実際、今言われた業者がほかの産業廃棄物の許可業者でいらっしゃいますので、そのほかの商売、市が委託する一般ごみだとか家庭ごみだとかの収集運搬もされていると思うんですが、このし尿くみ取りに限って、各業者でその売上げの比率としては大体どれぐらいされているのか、全部じゃなくて、大体これぐらいというのがあれば、分かれば教えてください。

○原口衛生センター所長

申し訳ございませんが、その分での資料等については、こちらのほうで今お答えすることはできませんので、調査別にお答えさせていただく必要があるかと思っております。

○森環境部長

ちなみに一般廃棄物の許可業とし尿の許可業は、今回の8社は同じ業者ではなく、ごみのほうは41社なんですけど、別です。昭和メンテナンスだけが、ごみとし尿の両方の許可業者でございます。

○山口委員

そしたら、ほかの7社は、佐賀市に関係があるとすれば、そのし尿のくみ取り業務だけ。それとも、そのほかにも、市とは関係なくても何か民間でやられているという感じなのか、その辺りいかがですかね。

○原口衛生センター所長

一般廃棄物の分で申し上げますと、付け加えさせていただきますと、浄化槽の汚泥の部分というのがございます。先ほど5万キロリットルというお話をして、その部分が6割減というお話がある中では、公共下水道が普及する中で、どうしても場所的なものでは市営浄化槽等という部分がございますので、こちらの業ということでは、うちのほうの許可を先ほどの8社の方たちに併せてさせていただいておりますので、その業は、そちらのほうで請求を合わせてさせていただいているところがございます。以上です。

○山口委員

最終的に私も、今、川原田委員が最初に言われたように、1世帯当たりの年間で7,200円というアップを、平均なんだろうけれども、高いと見るのか、大したことないとするのか

かということだと思うんですが、ただ、まさに今、川原田委員がおっしゃったように、下水道エリアと公共下水道エリアにはなって、分担金は当然納めたけれども、接続するに当たっては、トイレの水洗化とか、その辺でもろもろの金額がかかるから接続等々できないという世帯が、特に周辺部は結構いらっしゃるんですね。

ですから、その分の値段が気になる場所であるんですけども、議案質疑等でも出ておりましたように、確かに民民との取り合い、契約になりますから、行政としてなかなか口出しできないという部分は分からないではないですけども、その部分の負担を少しでも、行政として本当に何かできる、先ほどの川原田委員の質問とあんまり変わらないような形になってしまうんですが、ぜひこれは、他の市町が本当に佐賀市と全く同じようなやり方をやっているのか、行政からの負担というものが全くできないのか、できていないのかというところは今後調査をしっかりとさせていただいて、これは今回は約13年ぶりぐらいの改定ですが、今後ひょっとしたら業者が、いや、これでもやっぱり難しい、足りないということで、3年後、5年後にまたさらなる値上げ要請、要望を出される可能性は十分あると思うんですね。そのときに、言葉は悪いんですけども、業者が言われたから、じゃ、改定しましょうというのは、役所は簡単ですけども、その分の負担が個人にかかってくるわけですね。その辺をしっかりと考えていただいて、やっぱり調査、研究を私は早急にやっていくべきじゃないかなと思うんですが、お考えをお示ししたいと思います。

○森環境部長

業者の経営安定がし尿の安定になるということは、昨日言わせていただきました。あと一つ、大きくなった合併の中で、例えば富士とか三瀬の場合が、実際その経費を全て市民から負担する場合には、もっと遠くなりますので高くなります。それを解消するために、一つ、例えば、富士と三瀬には中継槽というのを造って、そこまで業者は持ってきています。それで、そこの中継槽から衛生センターだったり、市の処理施設までの運搬は佐賀市が負担しております。それは、ひいては市民の負担が少なくなるための施策であると思っております。

また、先ほど言われました他の市町村はというところも、引き続き調査しながら考えていければとは思っていますが、今回については、そのような策が見当たらなかったというのが現状であります。

○永渕委員長

ほかはいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほか御質疑がないようですので、続きまして、第63号議案について執行部から説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第5号) 説明

○永渕委員長

そしたら、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、環境部の職員は退室されて結構です。委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで本日の建設環境委員会は終了いたします。

次の委員会は来週9月26日月曜日の午前10時から採決とまとめを行いますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 渕 史 孝